

今年は3年に一度の評価替え

固定資産の評価額が見直されます



固定資産税・都市計画税は、土地や建物などの固定資産の評価（評価額）をもとに税額を算定します。評価は3年に一度見直しし、平成27年度はこの評価替えの年にあたります。

見直し後の評価額などは5月中旬に発送予定の納税通知書に記載されますが、あらかじめご自分の資産に対する評価額などをご覧になりたい方は、縦覧・閲覧制度をご利用ください。

固定資産税とは？

毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産（事業用の機械・器具・備品など）を所有している方に対して、その資産の価値に応じて市に納めていただく税金です。江別市の場合、市税収入の約4割を占めています。

評価替えとは？

評価替えとは、3年間の資産価格の変動に応じて、評価額を適正な均衡のとれた価格

に見直す制度です。

本来は毎年度評価替えを行い課税することが税負担の公平につながりますが、膨大な量の土地や家屋の評価を毎年度見直すことは実務上不可能であるため、評価額を3年間据え置く制度がとられています。

なお、宅地などの価格は、評価額を据え置く年度でも地価の下落があり、評価額を据え置くことが適当でないときは、評価額の修正を行います。

平成27年度の評価替え

●土地

国が定めた標準宅地の価格（地価公示価格）や不動産鑑定士が鑑定する価格（不動産鑑定価格）などの7割程度を基準にして評価しています。

なお、平成26年1月1日（価格調査基準日）以降、地価が下落している地域は、さらに半年間の変動率をもとに、評価額の修正を行っています。また、土地の税額は、税負担

担の公平の観点から、負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）が100%に満たない土地の税負担をなだらかに引き上げ、または据え置き、負担水準のばらつきを幅を狭めていく「負担調整措置」がとられています。この措置により、地価の下落があつても税額が上がる場合があります。

●家屋

最近の建築物価動向などを反映させるため、固定資産評価基準の改正が行われました。在来分の家屋は、国が定めた再建築費率補正率と経年変化に応じた減点補正率を掛け算して評価額を算定します。

今回の評価替えでは、建築物価の変動で、再建築費率補正率が木造1・06、非木造1・05に上昇したため、評価額が下がらない場合があります。

都市計画税

土地、家屋とも固定資産税とほぼ同様の改正が行われます。
〔詳細〕資産税課 ☎ 381・1404

資産の評価額を知りたい方 縦覧・閲覧制度のご利用を〔詳細〕資産税課 ☎ 381-1404

● **縦覧制度** 平成27年度の「土地価格等縦覧帳簿」や「家屋価格等縦覧帳簿」に記載された土地や家屋の評価額を比較し、自己資産の評価額の適正さを判断できる制度です（償却資産は縦覧の対象外）。土地の評価額の下落修正を行った地区の一覧表や、路線価図なども縦覧可。

期間・会場 4月1日(水)～6月1日(月) 8時45分～17時15分(土日祝日除く)。資産税課8番・9番窓口。

対象 固定資産税の納税者（個人は同居親族を含み、法人は代表者）、代理人、納税管理人。※土地や家屋をお持ちでない方、課税対象でない方は縦覧不可。

手数料 無料。

持ち物（共通）

- 個人と納税管理人の場合／本人の証明ができるもの（運転免許証など）。
- 法人の場合／代表者印もしくは代表者印を押印した委任状（様式は任意）と代表者もしくは代理人であることを証明できるもの（運転免許証など）。名刺などは不可。
- 代理人の場合／委任状（様式は任意）と代理人であることを証明できるもの（運転免許証など）。
- 閲覧制度では借地人・借家人などの場合／本人の証明ができるもの（運転免許証など）と権利関係を証明する書類（賃貸借契約書など）。

● **閲覧制度** 自己の所有する資産が記載された課税台帳を見ることが出来る制度です。所有する土地・家屋を納税義務者ごとにまとめた台帳の閲覧可。

期間・会場 4月1日(水)～。8時45分～17時15分（土日祝日除く）資産税課8番・9番窓口。

対象 固定資産税の納税義務者（個人は同居親族を含み、法人は代表者）、代理人、納税管理人、借地人・借家人などの土地・家屋で使用や収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）がある方（権利と関係ない土地・家屋は閲覧不可）。

手数料 1件につき300円。※縦覧期間中（4月1日(水)～6月1日(月)）は現年度分に限り無料。

街区町名板の貼り替え

文字が薄れて見えにくかったり、剥がれたりしてしまつたものは、新しい町名板に取り換えます。貼り換えや新たな取り付け希望の方はご連絡ください。
〔詳細〕開発指導課 ☎ 381・1043

高砂町6番地の1



春先の カラスに注意

カラスは繁殖期を迎える春にとても神経質になります。カラスを刺激して被害に遭わないよう注意しましょう。

巣は撤去しない方がいい？

市内にはくちばしが細く性格がおとなしいハシボソガラスと、くちばしが大きく性格が荒いハシブトガラスが主に生息しています。ハシボソガラスの巣を撤去



すると、その後にハシブトガラスが住みつく可能性があるため、ハシボソガラスの巣は撤去しないほうが賢明です。

撤去には市の許可が必要です

どうしても卵やひながいる状態で巣を撤去しなければならぬ場合は、鳥獣保護法に基づき市の許可が必要になります。土地所有者は専門の駆除業者に撤去を依頼してください。

さい。

カラスを刺激しないために

- ① 巣やひなをじつと見つめたり、石などを投げない
- ② 巣やひなに近づかない
- ③ 腕をまっすぐにあげて、ぼんざいの格好で進む、傘やかばんなどで後頭部を保護する。*鳥類は羽根に傷がつく怖れのあるものに近づかない性質があります。

犬猫のえさがカラスの食料に

カラスはペットフードも食料にします。餌やりの後始末を忘れないようにしましょう。また、カラスへの餌付け

はやめましょう。
【詳細】環境課自然環境担当
☎ 381-1046まで
電柱にカラスの巣を見つけたら北電に連絡を



巢の材料には針金などの金属が使われることがあり、それらが原因で停電が発生する可能性もあります。電柱にカラスの巣を見つけた場合には、情報提供をお願いします。
【詳細】北海道電力札幌支社配電課 ☎ 892-8113

政策などに関する資料公開 市民参加事業のお知らせ

【詳細】政策推進課 (〒067-8674 高砂町6、☎381-1033、FAX 381-1071、Email=seisaku@city.ebetsu.lg.jp)

資料公開

① 平成27年度政策などの推進に関する資料
平成26年度からスタートした総合計画「えべつ未来づくりビジョン〈第6次江別市総合計画〉」の推進に関する資料「施策展開方針計画書」・「えべつ未来戦略推進計画書」・「事務事業評価表(改革版)」を公開します。

② 男女共同参画基本計画の進捗状況
「江別市男女共同参画を推進するための条例」に基づき、平成25年度の施策実施状況を公開します。

資料の公開場所/市役所本庁舎1階情報公開コーナー、市ホームページ、情報図書館、②は他に各公民館でも公開します

市民参加事業のお知らせ

● 市民参加予定事業一覧を配布しています
市民の皆さんがより市政へ参加いただけるよう、委員の公募やパブリックコメントなど、平成27年度の市民参加予定事業を取りまとめ、配布しています。なお、現時点の予定のため、変更となる場合がありますので、ご了承ください。

配布場所/政策推進課(市役所本庁舎2階)、市役所本庁舎1階情報公開コーナー、市役所大麻出張所、水道庁舎、情報図書館、市民会館、各公民館、豊幌地区センター、野幌鉄南地区センター、市ホームページ

● ご意見をお待ちしています 「市民参加条例(案)」

市民参加のさらなる推進を図るための条例について、市民の皆さんから意見を募集します。
募集期間/4月7日(火)~5月7日(木)
資料の配布場所/上記配布場所と同じ。
意見の提出方法/所定の様式または任意の様式で募集期間中に住所・氏名を明記し、持参、郵送(必着)、ファクス、Eメールで政策推進課へ。電話では受け付けていません。
意見の公開/ご意見は、個人を特定せずに市ホームページなどで公開します。なお、意見提出者へ通知はしません。



不要な樹木の譲り合い 緑のデータバンク

提供方法/樹木などの名前、大きさ、数量、提供希望時期などを環境課へ連絡。担当者が現地へ出向き確認後、データバンクに登録します。移植に適切な時期があるので、移植時期には十分余裕を持たせてください。

※樹木は掘り取りや連搬が容易なもの(高さ2m以下)に限る。
※樹木以外(岩やガーデン装飾など)は対象外。
※登録は1年単位(再登録可)。
受取方法/市ホームページや環境課へ問い合わせ、樹木のリストと写真を確認し、市を通じて提供者と連絡を取って現地で樹木を受け取ります(先着)。
※移植の費用・労力などは全て受取者負担です。

庭木や花についてご相談を 緑の相談

庭木や花などの育て方や植え付け方法、肥料の施し方、病害虫などの相談を行う「緑化専門員」が電話相談や現地での直接相談に応じます。環境課に電話で予約の上、ご利用ください。

申込・詳細 環境課自然環境担当 緑化専門員 ☎ 381-1046